

グルメショー春２０２７出展支援業務委託 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県が出展するグルメショー春２０２７への出展支援に向けた企画・運營業務委託に係る企画提案を広く募集し、総合的な審査により、事業者を選定するために必要な事項を定めたものである。

第１ 委託業務の概要

- (１) 委託名称 グルメショー春２０２７出展支援業務
- (２) 開催日 令和９年２月２４日（水）～２６日（金）
- (３) 会場 東京ビッグサイト（東京都江東区有明）
- (４) 委託期間 契約日から令和９年３月１９日（金）まで
- (５) 委託内容 別紙業務委託仕様書のとおり
- (６) 成果品 業務実施報告書及び各種制作データを記録した電子データ
- (７) 納入場所 秋田県観光文化スポーツ部 県産品振興課

第２ 契約上限額

２，５０１，０７０円（消費税及び地方消費税を含む）

第３ 実施スケジュール

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| (１) 公募開始（実施要領等の公開） | 令和８年９月２日（水） |
| (２) 実施要領等に関する質問票の提出期限 | 令和８年９月９日（水）午後３時 |
| (３) 上記質問に対する回答 | 令和８年９月１１日（金） |
| (４) 参加資格確認申請書類の提出期限 | 令和８年９月１６日（水）午後５時 |
| (５) 参加資格の確認結果の通知 | 令和８年９月１８日（金） |
| (６) 企画提案書等の提出期限 | <u>令和８年９月２５日（金）午後５時</u> |
| (７) 審査会の開催 | 令和８年９月３０日（水） |
| (８) 契約締結 | 令和８年１０月上旬 |
| (９) 業務の履行期限 | 令和９年３月１９日（金） |

第４ 事務局

秋田県観光文化スポーツ部 県産品振興課 まるごと売込みチーム

住所 〒010-8572 秋田市山王三丁目１番１号

電話 ０１８－８６０－２２５９

F A X ０１８－８６０－３８７８

電子メール shokusan@pref.akita.lg.jp

第５ 参加資格の要件

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

(１) 資格条件

ア 秋田県内に活動拠点（本社、支社又は営業所等）を有する者であること。

共同企業体で共同提案する場合、共同企業体を代表する事業者は秋田県内に活動拠点を有する者であること。

なお、共同企業体を構成する事業者が、単独または他の共同企業体の構成員としてこの企画提案競技に参加することはできない。

- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者、若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者、若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- エ 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者の選定をする日までの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。
- オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

（2）参加条件

- ア 本業務の実施体制が適正に確保されている、又は事業開始までに確実に確保される見込みであり、過去5年以内に行政機関等から食に関わるプロモーション業務の受託実績があること。
- イ 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できるものであること。
- ウ 食品の卸売業務又は流通業務の実績を有し、県外バイヤー等との商談対応及び取引成立後の流通構築に向けた指導・支援ができること。

第6 参加資格の確認

次の提出書類を事務局に電子メールにより提出し、参加資格の確認を受けること。

（1）提出書類

- ア 企画提案競技参加資格確認申請書（様式2号）1部
- イ 参加者の会社概要・類似業務受託実績（様式3号）1部
- ウ 参加資格確認申請書（共同提案者）（様式4号）1部（※共同企業体で共同提案する場合）

（2）提出方法、場所

電子メールにより事務局へ提出すること。

（3）提出期限

令和8年9月16日（水）午後5時とする。

（4）提出に当たっての注意事項

メールの件名に「グルメショー春2027出展支援業務参加資格確認申請書」と明記すること。

（5）参加資格の確認結果通知

参加資格の確認結果は、令和8年9月18日（金）までに電子メールにより通知する。

（6）参加資格の取り消し

参加資格確認申請書に虚偽の記載が判明した場合や参加資格確認後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、資格を取り消す。

（7）参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、秋田県知事に対し、書面（任意様式）により、その理由の説明を求めることができる。知事は、書面を受理したときから7日以内に、説明を求めた者に対し、電子メールにより書面でその理由を説明する。

・書面の提出期限

令和8年9月25日（金）午後5時

・提出方法

電子メールに限る。

第7 実施要領等に関する質問の受付

（1）提出方法

正確性・公平性のため、電話による質問の受付は一切行わず、電子メールに限定する。

質問票（様式1号）を電子メールにより事務局へ提出すること。

（2）受付期限

令和8年9月9日（水）午後3時までとする。

（3）回答方法

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペコンペ情報」に掲載する。なお、回答内容は、本要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

（4）その他

本企画提案競技に関する事項について、事務局に対する照会及び連絡等は、本要領に定める手続以外は受理しない。

第8 企画提案書の提出

（1）提出書類

ア 企画提案競技参加申込書（様式5号）（※共同提案の場合は参加者を連名で記載すること）

イ 企画提案書

企画提案書のサイズ等は、原則としてA4判 横書きで、10ページ以内（表紙・裏表紙除く）とする。

ウ 見積書（任意様式、消費税及び地方消費税を外税表記すること）

企画提案書の内容及び別紙業務委託仕様書を実施するための費用とその積算内訳を明らかにした見積書（秋田県知事あて）に所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入の上、提出すること。なお、見積額が第2の契約上限額を上回った場合は審査の対象としないものとする。

エ 賃金水準の向上に関する取組を評価する次の資料（※賃金水準の向上に関する加点措置を希望する場合のみ）

① 令和7年及び令和6年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」

② 税理士または公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）」

③ 「パートナーシップ構築宣言」の写し

オ 女性の活躍推進に関する取組を評価する次の資料（※女性の活躍推進に関する加点措置を希望する場合のみ）

① （従業員数100人以下の企業に限る）女活法・次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の写し（労働局の受付印が押印されたもの）

② 知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し

③ 法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）に関する認定通知書の写し

④ 秋田県知事表彰（女性活躍・両立支援企業表彰、女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰）の受賞に関する表彰状の写し

(2) 提出方法、場所

持参または郵送により事務局へ提出すること。

(※郵送の場合は、提出期限までに事務局へ受理の確認をすること)

(3) 提出期限

令和8年9月25日(金)午後5時までとする。

なお、参加資格確認後、提出期限までに企画提案書の提出がなかった参加者は、辞退したものとみなす。

また、一度提出した企画提案書等は、書換え・引換え又は撤回することはできない。

(4) 提出部数

ア 企画提案競技参加申込書(様式5号) 1部

イ 企画提案書 9部

① 製本は長辺綴じとし、ページが容易に離散しないように綴じること。

② 1部は、複製用原紙として、ホチキス留めせず、ダブルクリップ等で留めること。

ウ 賃金水準の向上・女性の活躍推進に関する取組を評価する資料 1部(※希望者のみ)

(5) 提出された企画提案書の取り扱い

提出された企画提案書は返却しないが、当該審査以外の目的で無断で使用することはない。提案書の機密保持に十分配慮する。

第9 契約候補者の選定方法等に関する事項

(1) 審査方法

県が設置する「グルメショー春2027出展支援業務委託企画提案審査委員会」において、提出された提案書等の書類に基づいて書面審査し、契約候補者を選定する(プレゼンテーションは実施しない)。

(2) 審査対象の除外

提案が次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外する。

ア 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合

イ 関係者に対し工作等の不当な活動を行ったと認められる場合

ウ 本要領に定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合

(3) 受託候補者の決定

審査委員の評価点の合計が最も高い第1順位の者を契約候補者として選定するものとする。ただし、総合評価点の合計が満点の6割に満たない場合、契約候補者として選定しないことがある。

(4) 企画提案の取り下げ

参加者は、企画提案書を提出後であっても、県からの選定結果通知前であれば、企画提案不参加届(様式6号)を事務局に提出することにより、企画提案を取り下げることができる。なお、参加者は、本業務の辞退により不利益な取扱いを受けることはない。

(5) 審査結果の通知及び公表

ア 審査の結果は、決定後速やかに各参加者に書面で通知する。

イ 審査結果については、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」で契約候補者の企業名と総得点のみ公表する。

第10 審査項目、審査の視点及び配点

(1) 業務理解度及び企画内容 [35点]

- ・本事業の趣旨・目的を理解し、仕様書を満たす提案内容となっているか。
- ・ブースの装飾や事前準備・当日の運営計画が無理なく実施可能な内容となっているか。

(2) 業務運営体制及び実施能力 [35点]

- ・提案内容を確実にかつスムーズに履行できる体制が整っているか。
- ・県との連絡・進捗共有体制が明確であるか。
- (3) 経済性・見積の妥当性 [20点]
 - ・積算内訳が妥当であり、事業予算の範囲内で適正に設定されているか。
- (4) 賃金水準の向上 [5点]
 - ・「賃金水準の向上」に関する取組宣言及び客観的な証明書類の提出状況を評価する。
- (5) 女性の活躍推進 [5点]
 - ・「女性の活躍推進」に関する各種認定（えるぼし等）の取得状況や取り組み水準を評価する。

第11 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案にあたり、競争を制限する目的で参加意思及び提案内容について、他の参加者といかなる相談も行ってはならず、企画提案書を独自に作成しなければならない。
- (3) 参加者は、契約候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が、談合又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、もしくは取り止めることがある。

第12 契約の方法

- (1) 第9により選定された契約候補者と単独随意契約する。
- (2) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約にかかる協議・調整を行った上で、県と契約候補者の双方が同意に至った場合に締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。また、締結する契約書に添付する仕様書についても、県と契約候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。
- (3) 契約保証金は、秋田県財務規則第177条の規定により契約金額に契約保証金の率を乗じた額を納付する必要がある。
ただし、同規則第178条の規定に該当する場合は免除する。
- (4) 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は、協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった参加者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。
- (5) 再委託
 - ア 受託者は、本業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることはできない。
 - イ 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容等について事前に県に書面で提出し、承認を得ること。

第13 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 企画提案に要する費用は参加者の負担とする。
- (3) 参加者は、企画提案書作成のために県より受領した全ての情報について、県の了解を得な

いで公表や本業務以外に使用してはならない。

- (4) 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。(提出書類は返却しない)
- (5) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した際の責任は、参加者が負うものとする。